

第七回国会 農林委員會 議 錄 第二十五号

昭和二十五年四月七日（金曜日）

午前十一時十一分開議

出席委員

委員長代理 山本久雄君
理事 安部 俊吉君 理事 野原 正勝君
理事 松浦 東介君 理事 八木 一郎君
理事 山口 武秀君 理事 井上 良二君

青木 正君 足立 篤郎君
宇野秀次郎君 遠藤 三郎君
小淵 光平君 河野 謙三君
寺本 齊君 中垣 國男君
中村 清君 原田 雪松君
淵 通義君 村上 清治君
守島 伍郎君 山本 久雄君
足鹿 覺君 石井 繁九君
上林與市郎君 小平 忠君

出席政府委員 農林大臣 森 幸太郎君
出席府政委員 大藏事務官 平田敏一郎君
（主税局長）
大藏事務官 舟山 正吉君
（銀行局長）
農林事務官 坂本 實君
（農政局長）
農林事務官 藤田 巖君
（農地局長）
農林事務官 山添 利作君

委員外の出席者 専門員 岩隈 博君
専門員 藤井 信君
四月七日 委員佐々木三君辭任につき、その補欠として上林與市郎君が議長の名で委員に選任された。

四月六日

一本木平及び米崎地区の開墾事業に關する請願（志賀健次郎君紹介）（第二一九八号）

單作地帯における農家保有食糧確保に關する請願（橋本龍伍君紹介）（第二二〇〇号）
池川町坂本部落に水田開拓に關する請願（長野長廣君紹介）（第二二六八号）

上佐長尾鶏の保存増殖に關する請願（長野長廣君紹介）（第二二六九号）
雄雞の統制撤廃に關する請願（中村清君紹介）（第二二九八号）
北設楽郡下の国有林拂下げに關する請願（八木一郎君外二名紹介）（第二三〇五号）

駒ヶ原、沖の平開拓道路開設に關する請願（八木一郎君外二名紹介）（第二三〇八号）
福岡県下裸供出農家に対する主食の還元配給に關する請願（平井義一君紹介）（第二三〇九号）

の審査を本委員會に付託された。
本日の會議に付した事件
農業協同組合法の一部を改正する法律案（内閣提出第二二二二号）
自作農創設特別措置法の一部を改正する等の法律案（内閣提出第一四五号）

派遣委員の報告聴取に關する件
○山村委員長代理 これより農林委員會を開会いたします。

前會に引續いて私が委員長職務を

行います。

去る三月二十五日より七日間、農林關係公団の滞貨とその処分状況並びに売掛代金とその回収状況等の調査のため、東京、大阪、神戸、名古屋及び京都各都市に委員を派遣し、詳細に現地を視察いたして参つたのでございます。

○山本（久）委員 ただいま委員長から申されました公団調査に關する報告をいたします。

公団に關する調査同一行は、去る三月二十五日以降七日間にわたつて、名古屋、大阪、京都、神戸、東京の各地公団支部または支所について、現地調査を行つたのであります。調査目標は一、公団の滞貨、二、売掛金の処理、三、公団制度改廃後における機構の問題等を中心題目として調査を遂げ、各公団の現状についてのその実態を把握し、現地官民の意向をも親しく聴取し、以下最も重要と思われる若干の点について報告をし、御参考に供したいと存じます。

まず食糧配給公団から申し上げます。この公団のいま類局の取扱つておる種ばいしよで、昨年十一月以降に入庫したものが、いずれも倉庫内で発芽し、膨大なる数量が不良滞貨となつておりました。名古屋市中で三千五百俵、大阪市が一万四千俵、京都、舞鶴を含めて三万五千俵、東京都が二万九千俵、この合計が七万一千五百俵であります。

これを消費者価格一貫目三十九円として約四千四万円、食糧料一期三円として二百四十万円以上となり、これに輸送費、改裝費等を加算すると、まことに容易ならぬ国費の濫費といわざるを得ないのであります。調査した範囲内でこれだけの数量、金額に上るのでありますから、全国的に集計しますと、驚くべき数字となるであらうと思ひます。

農林省は、すみやかに用途転換をはかる等の手段により、滞貨一掃に努める必要があらうと思ひます。神戸支局は滞貨は全然ないのであります。一方において押しつけ販売を行つた結果、約一億円に上る売掛金未収があり、うち不良売掛金と目せられる分が約四千万円程度ある見込みであります。東京都では滞貨のほか約八千六百七十万円に上る売掛金を持つており、七月までに回収の目標で約手による処理を行つてゐるが、不渡りを警戒する必要があると思ひます。

次に配給辞退と滞貨について申し上げますが、各地とも外米、乾めん、小麦粉等について配給辞退の現象が現れており、神戸について見ますと、小麦粉の配給辞退は、一月まで三千六百七十七トン、二月千六百五十九トンとなつており、全国で約二箇月分のストックと言われておるが、このストックを減少するため、一月以降精粉の歩留り率を引下げたのであるが、依然加工が継続されているために、各地とも製粉工場の倉庫は満腹の状況であります。神戸の日清製粉工場について調査したところ、その手持高は二月末において原料で六千トン、製品で七千八百トンからの手持があります。やがて梅雨期を控えて虫害を警戒する必要があると思ひます。滞貨を生じた原因は、輸入食糧の増大によることにもあつてあります。一方において配給辞退が起つてゐるからであり、配給を辞退するのは対米比価が高いためであります。戦前は七〇％程度でありましたが、現在は九五％となつてゐるからであります。

次は今後の機構上の問題であります。まず複數制についての意見を申し上げます。むりに登録をとるために、サービスク競争が激化して、掛売り貸倒れの懸念が大いにあらうと思ひます。食糧法第二十六條修正に対する意見としては、むしろ同條は廢止せられたいという意見が圧倒的に強いのであります。職員の完全就職、現在の直配または代位配給所をそのまま切りかえられたいという希望があらうと思ひます。配給基準、現在の五段階を三段階に切りかえ、または労働加配は逐次整理せられたいというのであります。各食糧の消費者価格の比価を戦前の比価に復舊せられたいというのであります。また退職金の問題は、政令第二百六十三号の線で処理せられたい。次は什器備品であります。一般にこれは不足がちでありまして、機構改革に伴う資金措置として約二百億程度必要ではないかと思ひます。

次は、食料品配給公団について申し

上げます。乳製品の滞貨は、東京、神戸等において十二億数千万円からになります。これは各メーカーへ売りませんが、行われるので問題はないとして、カン詰の処理がいまだに懸案となつており、もし税を行つてメーカーへ売りもどしを行ふという案は、国税庁の反対で行へんであります。しかるに三月十日現在のカン詰滞貨は、全国で二十六万五千箱で、金額にして八億四、毎月金利倉敷料が約六百万円で、国の損は日一日と加わつております。この際思い切つて相当値引きをして、国内売却かまたは輸出に向けるべきである。名古屋について見ましても、滞貨二万六千箱、この金額が約八千万円であります。この処分見込みとしては、みかんのカン詰は二割程度、福神漬と水産カン詰は五割以上値下げすれば、処分がつくらしいのであります。また神戸では、みその滞貨が十一万貫もあり、年産十六万貫でありますから、約七箇月分のストックとなつております。また売掛金の問題であります。乳製品のみで全国的に約八億円、カン詰で二億三千万円と買われておりますが、名古屋のカン詰のみで三月末二千二百五十万円、京都も数百万円、神戸のみを、しよゆのみで不良のものが六千万円から上つており、全国的には未收金額が上まわるのではないかと思われまゝ。ことに現金取引が履行せられていないのみならず、金利も徴していないのであります。今後の統制の問題であります。今後は、しよゆは今後クーポン制度が実施されるわけであり、業者の出荷意欲は、さぶる盛んであり、現品はどしどし出まわり、クーポンがあつてを

追いかけておる状態でありますので、
クーポン制は一挙にやめた方がよいと
いう意見が強いようであります。
次は飼料配給公団であります。この
公団は滞貨は一般に少いのでありま
す。神戸のストック・ポイントに若干
ストックがあるのみであります。荒
掛金は各地とも巨額に上つており、し
かも金利をさらに徴収してないので
あります。すなわち名古屋が約一億
円、神戸が九千七百万円、大阪が三千
万円、京都が六百万円、東京は悪質と
見なすものが約百十万円でありまし
て、不良焦げつきとなるものは少いよ
うに言われておりますが、これが回収
には三箇月ないし六箇月を要する見込
みであります。中には貸倒れも相当
出るのではないかと思われますので、
今後嚴重なる監督と回収奮励が必要で
あると思ひます。
今後の統制上の問題であります。が、
飼料需給調整規則は、リンク物資の
クーポンがわだにならぬためには、こ
の規則があつた方がよいという意見が
強いようであります。しかし目下の
金融情勢では買占めあるいは、売惜し
み等を懸念する要はないと思はれるの
であります。ふすまが一月以降価格引
上げになつたが、クーポンの発券分に
ついては旧価格でやれという声が一
般であります。また輸入飼料に対する
補助金を削つたため、価格が三〇%前
後高騰した反面、鶏卵等の価格が暴落
しているため、名古屋の養鶏は危機に
瀕していると思はれました。この公団
の職員の就職状態が悪いので、幹部は
非常に憂慮しておりました。
次は肥料配給公団であります。この
公団については、滞貨、荒掛金等の問

題は、目下のところ表面化しておりませんが、私どもの調査した中で、大阪の塩水港製糖会社倉庫にありまする輸入肥料の不安が、約八百トンは荷さばきが不円滑であると見受けましたが、六月ごろまでに処分をいたさねば品質が不良化するおそれがあると思ひます。また売掛金も、農協の金詰まり等によりまして漸次増加の徴が見えます。神戸では三月末に二千万円の売掛けがあり、大阪も同様の状態であります。他の公団同様延滞利子をとつておりませんので、今後十分注意と監督を嚴重にいたさねばならないと考察いたしました。

なお機構改革に關連して、公団職員の勤務が相當顯著に見受けられますので、これがため今後売掛金回収にも影響を及ぼすのではないかと憂慮いたしております。

最後に油糧配給公団について申し上げます。各地とも大なり少なり滞貨をかくておりますが、なかんずく最も著しいのは東京、名古屋、大阪の各支部管内であります。東京では二月末に各種油糧三万トンのストックを占めておりましたが、四月以降明らかに滞貨と見られるに至つたものは、米ぬか油約三千トン、魚油約千五百トン、油かす千八百トン、名古屋、魚油約千二百トン、大阪米ぬか油千トン、油かす六百トンの滞貨であります。これが、処分計画は決定してありません。各公団とも莫大なる保管料を支拂いつつ、漫然かかえておる現状であります。さらに今後酸化による損害が数千万円に上るのではないかとされます。魚油、米ぬか油は三月二十四日以降統制を撤廃せられたのでありますが、撤

後の未收買米ぬか油について、各地とも相当問題を起しております。すなわち二十四日以前に生産されたものについて、公団が買取りを実施しないために、それが工場滞貨となり、特別の販売ルートを持たぬ工場は、給料、賃銀の未拂い、原料代の未拂いとなり、閉鎖直前の状態となつております。さらに公団が工場倉庫または営業倉庫に依頼して、保管中の油糧について、保管状況を調査しましたが、保管数量と帳簿内容が相当食い違つており、名古屋港区中川倉庫に保管中のものが、神戸市の日和産業に委託保管のものも、若干相違がありますので、全国的に一斉調査をして、在庫数量を明確に把握する必要があると考えられます。吊掛金につきましては、名古屋支部は二月末に約六千万円、そのうち約千五百万円は悪質の焦げつきとなつており、東京支部では三月二十日現在で、約三千万円程度の吊掛けが残つております。これらについて、延滞利子も徴収しておらず、法律上、何らの措置も講じておらず、要するに焦げつき放しとなつております。今後統制機構上の問題につきまして、統制を徹底せられた米ぬか油と、その他植物性油あるいは米ぬか油と、その他植物性油のうち、義務供給と委託搾油に出る分とを識別し、今後いかにしてこれが取締りを行うかが大きな問題であると思われま

終りに一言つけ加えておきたいと思いますが、最近新聞紙上においても、公団經理の不正問題が種々報せられておりますが、政府としてはむろん注視することの発生しないよう、厳重な注視

と監督をもつて臨み、国民の疑惑を一掃することに努むべきであらうと思ひます。しかしながら一面においては、戦後の混乱期に処して、国民生活の安定に寄與して参つた公団職員を努力を高く評価し、経済情勢の変化による政策転換の時期に際して、彼らを弊廢のごとく捨てて顧みないという態度をとらず、今後の完全就職あるいは退職金等につきましても、最大限度の思いやりを示してやるべきものと信じます。

以上をもちまして、今回調査いたしました概略を、一行を代表いたしました、御報告いたします。

○山村委員長代理　これにて派遣委員の現地調査報告は終りましたが、ただいまの報告に対して何か御質疑はありますか。

なおつけ加えますが、大臣はもう少しぐらいいたちますと、当委員会へ出席される予定でございます。

○山口(武)委員　ただいま視察団の代表の方から、きわめて詳細な報告がありましたので、大いに参考になつたのであります。私多少お聞きいたしたいことがあり、なお大臣が来られるというので、簡単に一、二点お聞きいたしたいと思うのです。

それは、最後の問題といたしまして、公団の不正問題について言及せられたやうであります。先ほどの報告におきまして、いものが大量に腐敗しておる、発芽しておるといふような問題も言われますと、なるほどそうかと

うのでありますが、この場合、いもの腐敗という口実にして、実数以上の腐敗の数量というものを提出して、公団の不当の利得のかせぎになつた場合があつたか、こつたか、こつた点はおわかりになつたか、こつた点を一点お伺いしたい。

さらになお食糧配給辞退の問題につきまして、いろいろその原因をあげられました。その中に米の価格が高いという言葉があつたのであります。これが、これはなるほど表面的に見れば、そういうことになるだろうと思ふのであります。ただわれわれは、たしなまして考えたいと思ふのは、現在の米価は、農民の立場からすれば高いものではないし、これは明瞭に低米価である。それをたゞいま申されまじやうに、米価が高いのだという言葉だけで、片づけられていゝものかどうか、むしろその問題は消費者の購買力の低下という面を考えなければならぬのではあるまいか、低賃金政策あるいは首切りというものが、多くの大衆の購買力の減少を生み出したというふうに言ふべきではないのだから、この二点につきまして代表の方の御意見をお伺いいたしておきたいと思ひます。

○山本久委員 たいだいま調査団に対する御質問がありました。その要點から申しますと、種ばれいしよの腐敗等についてこの数量をこまかにして、公団員が不正を行つたやなからうかという意見であります。この問題について、私も調査団は各倉庫を調べてみたのであります。数量については、乱儀はありますが、その乱儀が数か算することのできないやうなふうでな

いのでありますから、必ずや数量の点については、正確な数字が出ると思ふのであります。但し聞くところによりますと、北海道から送りましただんしやくとか、紅丸とかいう種ばれいしよの十四貫俵が、十一貫、十貫というふうで発送地ですでに目減りがしておつたという実情があることは、出荷地等の調査を行つてみなければいけないと思ふのであります。なおわれわれは、感じました点につきましては、その種ばれいしよの発芽の、見本を案は持つて歸つております。長いのにありますと一尺からの芽を出してある。われわれは、その所管の公団員の不注意を強く叱責したのであります。なんとすれば発芽期は、季節的にすでにわかつておるのである。大体ならば二月下旬ごろまでに発芽さばかなければならぬのに、それを漫然とかかえておることは不都合でないか、それまでになぜ配給のルー

トに載せることができないか、用途転換に向けるべきではないかというところを、強くわれわれから責めて、向うも不行届きを謝しておりました。次は小麦粉の辞退についての比価の点であります。戦前ただいま申し上げました通りに七〇％ないし七五％の比価でありましたものが、今日では九五％というやうな比率になつております。ために、米もだん／＼出まわりがよくなり、従つて戦後二十年、二十一年ごろには、小麦粉等も非常に歓迎されておりましたが、現在ではこの比価を改正いたさなければ、小麦粉の滞貨はますます増加すると思ふのであります。この点については農林当局からの説明があるやうな思ふのであります。われわれ／＼いたしましては、小麦に對

する比価の改正はぜひ行われねばならぬという氣持で、調査いたして歸つたのであります。

○山村委員長代理 それでは次に農業協同組合法の一部を改正する法律案及び自作農創設特別措置法の一部を改正する等の法律案を一括議題とし、その質疑を行います。

○小平忠委員 たいだいま委員長から議題に供されました再法案につきましては、これはかねてより農林大臣の出席を求めて質疑に入らうということに申合せがなされておるのであります。先ほど委員長は、あと十分もしたら大臣が見えられらうというお話であります。から、大臣が来られてから質疑に入つてはいかがかと思ふのであります。

○山村委員長代理 御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山村委員長代理 それではこのまま暫時休憩いたします。

午後十一時三十五分休憩

午後二時三十六分開議

○山村委員長代理 これより再開いたします。

午前中に引き続き農業協同組合法の一部を改正する法律案及び自作農創設特別措置法の一部を改正する等の法律案を一括議題とし、その質疑を行います。

○淵委員 農業協同組合の問題につきまして、ごく簡単に重要な点を農林大臣にお伺いしたいと思ひます。御承知のように今日農協の問題は、報奨物資の問題をめぐりつつ、農協の経営自体が大きな危機に襲われておるやうな

な状態でございまして、このまま農協を放置するならば、農村の経済は一体どうなるであらうかということが、浮び上つております。われわれは毎晩のごとく戸を叩かれて、電報集配人に起される問題は何かと申しますと、この農村の事態の窮迫した報告でございす。従ひまして、こつた農協の窮迫した事態に對しまして、このたび提案されました農協法を見ますと、兼業禁止という問題が提案されておるのじやないかと、農協自体にもつと深く掘り下げて考えるべき余地があるのじやないかと、こつたことを考えるのでございす。農林大臣は農協の根本的な改革につきまして、どういふ見解を持つておられますか、この点を承らなければ次の質問ができないのでございす。

○森國務大臣 お答えいたします。今農協問題についてのことと、報奨物資の問題がひつかかつているやうなお話でございます。農協協同組合は、御承知の通りまだできて二年余りでありまして、まだ幼稚園に入つただけのこととありますが、はやも農協協同組合が行き詰つたといふことは、よくこの実態を考へていただかなければならぬと思ふのであります。これを極端に申しますれば、解散いたしました農協会といふものの腐れ縁に繋がれて、農協協同組合が新しく発足しながら、思ふやうな活動ができない、こつたことには私はなつておると思ひます。しかし兼業を許さないからどうかといふことではあります。これは法の建前として兼業は許し得ることになつておるのであります。行政措置として、関係方面の考え方もありまして、今日のやうな経路をたどつて来たことは御承知の通りであります。しかし今日のやうに、ばら／＼な幾つもの状態ではよろしくないといふので、今回地方においては三つ、中央においては四つといふやうな連合会の組織を認めるというこゝに改めて来たのであります。なおこれに對しましてのまとめ方については、相当議論もございまして、これは関係方面において強き主張がありまして、この程度より許されなかつたことを御了承願ひます。しかも今政府の考へておりますところは、協同組合に對してはまづたくの自主性を認めおつて、何らこの協同組合の運営等において、干渉しないという立場に置かれておるのであります。しかしながら今日の現状から見まして、ことに金融面を中心たるべき協同組合が今日のごとき状態でありましては、とうてい金融をなすことができないのであります。よつて政府は監査制度を設けまして、ある程度この協同組合の基礎を固めるといふことになつた。それが今回の協同組合法の一部改正の第一の目的になつておるのであります。これも、この協同組合法改正法律案が決定いたしましたのがこの一月でありまして、すでに予算編成後であつたのであります。これらに對する経費に對しては、どこから出るかという御疑問もあると思ひますが、これに對しましては、そう大した金でもないものであります。すなわち、予算の繰りかえしによりまして、すみやかにこの法案が通過いたしますならば、ただちに協同組合の実態について深く掘り下げて、協同組合の

更生に乗り出して行く。そうして地方の金融上の信用を高めて行きたい。かようなことを考えているわけであります。

○淵委員　なるほど生れまして、幼稚園に相違ありませんけれども、幼稚園でありまして、おのずからそこに不健全な姿が何かあつただろうと私は心配いたします。すなわち農協が、農民の自由意思による決定という立場にお

きまして、農民が競つて農業協同組合をつくつた。いゝば經濟單位をオーパーしたしているという点に、農協の強い弱体性が暴露したのではないかということが考えられます。従いましていろいろたた農協の、經濟單位を無視した點置に對しまして、農林省としては、少くとも農協の健全なる發達を育成促進するといふ監督者の立場に立つていふ以上は、こういうた場合に適當の指導をすべきではないか。かくは考えるものであります。農林大臣は、現在のばらばらにあるところの農協、しかも經濟單位を無視したものに對しまして、指導方針をどう思つておられますか。その点を承りたい。

○華國務大臣　これは皆さんが立法御決議になつたときの御趣旨をよく考えくださればよいのであります。従つて、この協同組合の実態では、進にも進めないという状態でありまして、今回これを一部は正したいと考えてのであります。ことに従來の業會と違ひまして、強制ではありませんから、きようつくつてあす解散しようとも、これは自由であります。ま加入脱退は自由に許されているのでありますから、政府におきましては、業會のごとくあらゆる方面から監視

監督 指導ということができかねるような状態にあるのであります。しかしこのままに置いては、とうてい十分なる当初の目的を發揮することができないから、今回、法の一部を改正いたしました、そうしてある程度の指導をなまし得る余地をつくつて、そうして健全なる発達に引きもどして行きたい。かような考えをいたしているわけであります。

C 溝邊 貴 さんの点にわがまが、
実は末端に参りますと、一箇町村に
多いところは三つも農協が設立されて
いるという状態でありまして、こうい
う点を私は聞いているのであります。
その問題と、もう一つは、だれしよ
考えている問題として、指導農業協同
組合というものを、不必要とは申しま
せんけれども、こういつたものは今後
農業改良普及員の普及に伴いまして、
当然そういつた面から農業の自立的な
指導が行われようと思ひます。この指
導農協に要するところの莫大な費用の
ために、各農協では非常に困つてい
という現状は、農林大臣の郷里であ
る滋賀県においても、そういう実態が
あると思ひます。これに對しまして、

つて行くのが、一番農村に適當した方法じやないかと私は考へているのでございませう。その点農林大臣といたしましては、關係方面のさしずがあるからどうにもならぬというような御答弁に終りましようか。それともこれにつきましては、たび／＼關係方面に行かれるでございませうけれども、もう一歩つつ込んで、農村の現在の實態は、どうであるということを説明して、指導農協を廢止するという方向に持つて行けないものであるかどうか、承りたい。

○藤田政府委員　たたいす前席のこ
いしました、末端におきまして、たとえ
ば一市町村に三つもあるということであ
ございますが、これは先ほど大臣から
御答弁のございましたように、協同組
合の設立は、全然農民の自主的な意思
にまかされている。従つて行政官庁と
いたしましては、それが法規に抵触せ
ざる限りは、これを認めざるを得な
い。こういうふうな法の建前からい
しまして、ある地方におきましてはさ
ういふものができる。これはやはり農
家の自主的な判断にまかせるほかはな
い、かように考えます。

それからたゞいまのお話は、指導に
関する連合会を、他の販売購買連合
と二緒にする、そういうふうな御趣
かと拜聴いたしたのであります。現
では、それはすべて事業別の連合会
いうことに相なつております。今回
改正におきまして、やはり指導連
いうものは経済事業とは分立いたし
て、経済事業の業績のいかんとは
し、本来の使命でありますところの
豊協運動を全面的、総合的に強力に
進する、こういうふうな立場で別箇

これをつくる方がいいというふうな
考え方です。考へてゐるわけでありま
す。現在の段階といたしましては、私ども
は、やはり指導に關しますところの連
合会というものは、得來いろ／＼農業

政策を強力に推進いたしましたして、農村の再建に必要な自主的、積極的な活動を大いに展開して行かなければならぬわけでありますから、それを積極的にやる態勢といたしまして、やはり別箇のものとしてこれを育て上げることが、現在の段階としては適當であるう、そういうふうを考えまして、一応これを

切り離すということにいたしているわけであります。

○淵委員　農林大臣にお伺いいたします。農協の今日の貯金の支拂停止、ういつた問題が各地に行われておりますが、先般来より農林省当局で、いふところこの点につきまして御苦心を盡しておられます。いつでしたか、共同通信によりますと、七十億円の緊急資金が決定したということが、地方の新聞に載つていたのでありますが、現段階におきまして、大蔵省とそういつた方向に話が進んでおりますか。この緊急融資の問題につきまして、今日ま

あるやうでありますので、政府といったしましては、そういう事実に基づいて、何とか処置をしなければならぬといふことで、非常に心配を重ねて、事務的な折衝をやつておるのであります。それと相関連して、しからば今かりに五十億、六十億という金がなければ、支拂い停止をする組合ができるという問題が起りました。そういう組合に對してどうして金を融通するか。いわゆる金融はその協同組合の信用によつ

て金融されるのでありますから、またその信用を高める、あるいは信用を確保する、あるいは政府がこの組合ならばこれだけの金融をしてもいいといふ裏づけをするような方法、手段によらなければ、いかに資金を要求されましても、資金の融通がきかぬのであります。それで今急いでこの法案が通過いたしますならば、各個の協同組合に付しまして、内容の調査をし、そして、けなないところはいいので正して、資金の上の信用を高めて行きたい。そして今要求されておる金額に対しては、財務当局と事務的な折衝を加へ、相ともにこの問題の促進に急いでおるわけでありませう。

○淵委員 段階は事務的な段階では
いと私は存じます。この段階に参り
したならば、一日を争うのでござい
す。今日この委員会に大蔵大臣を私
お願いいたしておるのであります。け
ども、大蔵大臣お見えになつておら
い。

○山村委員長代理 淵君に申し上げ
す。舟山銀行局長が見えられており
ます。

○淵委員 少くとも事務的な段階で
く、政治的に大蔵大臣と農林大

○舟山政府委員 大藏省といはしめては、農業協同組合の企業の資金の融資につきましては、大蔵大臣とも常時連絡して、御意見を伺つておるのでございしますが、便宜私から大藏省の考え方をお答え申し上げたいと存じます。單位農協におきまして、支拂い停止をしておるような事態の発生いたしましたことは、まことに遺憾なことでありまして、この原因を探求いたしますと、いろいろな事情はあると思うのでございしますが、先ほどもそのお話が出ましたように、戦後協同組合が自由設立となりまして、その上信用事業、つまり貯金の受入れ、貸付業務を営むことになりまして、そのほかの事業も兼営しておるといふことになりますと、

○淵委員 舟山局長のお説教はけつこうであります。それだけのことは私わかつております。そういう問題を私は聞いておるのはございませぬ。要は農村の経済状態を見ておられるとおわかりでありましようが、現在一番金がないときであります。漫然と金を出してもらいたいというのではございませぬ。八月、九月になれば農村の経済もまた何とかなります。現にその金を目当にするだけの資産もあります。資産はゼロではございませぬ。そういう段階に追い込まれて、そういう段階において漫然と金を出してもらいたいというのではない。中小企業に対しては池田放言によりまして、多くの金が流れた。農業は黙つておる。黙つておる人間はそのまま死んで行け、そういうことを私は深刻に考えなければなりません。きじも鳴かずば撃たれまいというような古諺がございますけれども、われ／＼はもう今こそその逆

を行つてせきを切つて闘わなければならぬ。農林委員会は興党野党ではない。農協問題というものは、少くとも基本的にはコンスタントのものがなければならぬ。すべての農協問題というものは共通のものに立つております。従つて社会党も——共産党は別でありまして、社会党あるいは労働党はすべて同じ問題にぶつかつております。一自由党の問題じやない。農林大臣は、この際大蔵大臣とがつちり腹を割つて、この委員会に大蔵大臣を連れて参りまして、そして銀行局長のような説教を聞くのではなく、具体的にこうするといふ明言をしてもらわね限り、われ／＼農林委員会は、少くともこの法案というものについて、審議が

できないだらうと私は考えておりま
す。これは私は自由党だから、こんな
ことを言うとおかしいと思われるかも
しれませんが、先ほど言つた前提のご
とく、農村問題はすべて一致しておる
のであります。どうかその点を農林大
臣はおわかりでございませうから、
大藏大臣を連れて来て、はつきり明言
してもらいたい。あすに倒れんとする
農協、これは注射すれば生きたる。新聞
紙を読みまするとこういうことが書
いてあります。昭和二十五年四月三日
の読売新聞ですが、弱体組合の整理解
散は避けたいと言われておる。その
前に、当然必然的に倒るべき農協は倒
れるというような意味のことが書いて
あります。倒れるべき農協は倒れる。
それをながめていいのでしょうか。そ
ういつた問題ではない。その点もう一
べん農林大臣から、具体的に大藏大臣
とどういうふうに交渉してやつて行く
かということ承らぬ限り、私は今ま

○森岡務大臣 金融問題については、これは手続も秩序もあります。農協が苦しいからといって、無定見、無方針に金を貸せるものではありません。ゆえに農業協同組合の内部の信用程度を高めるべく、この法の改正をいたしておるのであります。協同組合もいろいろあります。りっぱな組合もあります。あぶない組合もあると思います。が、その組合を一概に、今倒れるから、とにかく金を出せ、そういつたこと、に漫然と資金の融通というものは、できるものではありません。政府の大事な租税から集まつた金を、協同組合がかわいいからといって、無方針に貸

すわけには行きません。私は協同組合がほんとうの姿に立ち返つてほしいのでありますが、協同組合員自身が自分の組合を信用しない、自分の余裕金を地方銀行に預けたり、郵便局に預けたりして、組合員自身が自分の組合を信用していない。そういう組合にだれが金を貸せますか。まづもつて醜より始めよという言葉があります。協同組合がほんとうの協同組合になれば、信用も高まつて、協同組合に対しましては、金融の道が開かれて行くのであります。それでありまづから、ただ法の改正だけでありません。組合員自身が自分の組合であるという觀念に立ち返つてもらわなければ、協同組合の立ち直りにはできない。かように考えておるわけでありまづ。大蔵大臣を連れて参りまして、漫然と、金を出せまづといふことは、政府として責任上言い得ることではありません。

○淵委員　大臣も聞き直られたようである。

すが私は別に開き直つたわけではな
い。問題は、決して私は漫然とやつ
てもらいたいというのではございま
せん。おの／＼農協なら農協の実態があら
りましよう。その実態というものは、
農林省におきまして、すでにおわか
りなはずであります。しかもそうい
つた状況に追い込まれた責任は、一
体どこにあるか。これは経済社会の
変動によつた結果とも言えましよう
けれども、現に問題になつておるこ
ところの報奨物資の問題とも多分
にからんでおるのであります。こ
ういつた問題も考慮に入られて御
答弁願わないと、あまりにも農民
自身が悪いようなことになりまし
ては、どうも穏やかでないことを
考えるのであります。

次に私は、農村の農協が、こういった状況に追い込まれた問題の一つは、市中銀行と違ひまして、農民には昔から強い基礎があったところ、土地に対する担保力がなくなつたという点に、こういった問題が起つておるのだと思つておられますが、将来農村の健全なる金融の発達のために、農林大臣は土地の信用担保という問題に對しまして、どういふようにお考えになつておるか。またこれにつきまして、現在先方様と交渉があるかどうかという点を、承つておきたいと思ひます。

○森國務大臣 土地は売買を禁止されておられます。しかしその土地を担保に入れる、入れぬについては、別段制限はありません。土地の売買が禁止されておる以上、その担保力の薄いという事は当然であります。今後農業は、農業を経営することが、一つの厚き信用でなければならぬと思ひます。農業を合理的に経営して行く、いわゆる自作農が健全な農業を経営するといふ、その行為が地方における信用となり、担保となつて行く。これは小さいものでありますから、ここに農業協同組合という、大きな一つの団体ができて、農業経営が合理的に行われて行く協同組合であるという意味において、まずまずその協同組合の信用が高まつて行く。こういうことを私は念願しておるものであります。土地は売買を禁止されておられますから、担保の方法として、土地の売買が禁止されておる以上、金融の担保力としては考えなければならぬと思つておられます。

○舟山政府委員 先ほどの私の答弁の言葉の足りません点を、弁明かたぐい

おわび申し上げます。農村金融の重大性にかんがみまして、すでに農林省からも提案がございまして、大蔵省と一緒たしまして、農林中央金庫と一緒に、事態の解決について研究を進めたい。実施を急いでおることを御了承願ひたい。協同組合の系統機關の建前といたしまして、協同組合の中心にありまして、農林中央金庫が、始終注意いたしまして、そこに金融問題がしわ寄せをせられて、そこに農林中央金庫に對して、いかに資金を供給するかという問題であらうかと思ひますが、この問題につきましては、着々解決策を急いでおる次第であることを御了承願ひたいと思ひます。

○足鹿委員 最初に大臣にお尋ねをいたしたいと思ひます。ただいま淵君から、農協の基本問題についても触れられたのでありますが、重複を避けまして、端的にお伺ひしたいと思ひます。結局私のお尋ねをいたしたいと思ひますのは、日本の農業が新しい段階に今ぶつかりつゝある。こういう重大なときにおきまして、政府がいろいろ農業政策を行つて行く今後の方針の中に、農業協同組合をどういふ立場において見て行くか、農協と國家との関係は、政府としてはどうあるべきであるとお考えになつておるか、この点も大臣の御所見を最初に承りたいと思ひます。

○森國務大臣 いまさらの御質問と私は思つておりますが、これはたびたび私申し上げたと思ひます。日本は農業が新しい進路に進むといふようなことは別問題といたしまして、農業政策を行つて行く方針は、第一農業協同組合の組織の上におきまして、農政局に農業協同組合部というふうなものをつくる必要がない。政府の農業政策は、相手が農業協同組合である。農業協同組合といふものは、農業者が自主的につくり上げる組合である。それが部落に二つできるか、あるいは三つできるか知りませんが、それは自由な立場でいふが、とにかく相手方は農業協同組合である。それであるから、別に部をつくるまでも、農政局に区画を設ける必要はないとまで、私が主張したのとはその点であります。政府といたしましては、あくまでも日本の農業政策は、相手方は農業協同組合である。この

の堅持で進んで参り、また今後も進んで行くつもりをいたしておきます。

○足鹿委員 具体的な問題につきまして、お尋ねをいたしたのであります。現在農業協同組合法は、農民の自由なる意思によつて組織することも、またこれを解散することも、自由になつておる。これは基本原則であります。事實上においては、今回の改正法の第一点となつております兼業禁止等の問題で、いろいろ行政上の措置が加えられて、今日に來ておる。真実に農民が自由なる堅持で協同組合をつくり、またこれを通じて自分たちの経済的、社会的地位の向上に向つて行く形にはなつておるが、いろいろな形において國家の規制が加えられておることも、また事実である。そういう意味においてこれを言ふと、ただちに組織自由の原則であり、また一つの企業体の農家が密つて、自由な意思で協同組合をつくりたのであるから、國家とは直接の――國家の行政の末端機構でもないし、また代行機構でもないといふこと明らかであります。一方において國家がいろいろな規制を加えておる。また従来協同組合に課せられた、また現在課せられておる供出関係のいろいろ、な事務、そういうようなことを考へて見まして、現在の協同組合の段階をいましては、やはりある程度その基礎が確立をして、円滑に活動ができる段階に至るまでには、相當國家の補助なり助成といふものが、農協の自主性とは別に、私は相當考へられなければならぬ問題だと思ひます。どこからどこまでが國家の事務の委任であるか、あるいは自主的な仕事であるかといふことは別問題といた

しまして、さういふ意味から私は當然國といたしまして、國の農業政策が農協を通じて、具体的に言へば、今までの日本にとられて來たいろいろ日本

○森國務大臣 最後は一点だけ。先ほど來申しましたことを要約いたしますと、農村はまことに苦しい状態に迫つておる。一銭の金もほしいといふ、この農村の事態をよそに見たかどうか知りませんけれども、けさの読売新聞を見ますと、まことにわれわれの承服できない新聞記事がある。それは農協問題と別個でございまして、それは農協も、事は農協につながる資金問題です。北海道の食糧事務所における七百万円のあの事件は、農民にとりまして上ほど悪感情を及ぼすと思ひます。で、農林大臣は、この問題につきまして、どういふふうにお考えになつておるか、その点を一点承りまして、質問を打ちたいと思ひます。

○森國務大臣 けさ私も新聞をちよつと見たのでありますが、非常に悪いことが出ておるようであります。今食糧庁長官にも命じまして、内容をよく調査しまして、内容がわかり次第適當な措置をとりたいと考えております。

○森國務大臣 この問題について、たゞ／＼お答えしたのでありますが、農業會の對政府關係と全然違つておるのであります。従来農業會の時代には、政府の代行機關といふような面もあつたわけでありましたが、農業協同組合においては、全然さうなことはな

現在官庁機構のもとにおいて、もつと強化こそして行く、たとえば通産省における中小企業庁にも西敵すべき大きな面を担當しておると思ふ。そういう点から今後具体的に國家と農協との關係において、國の行政施策の一端をも担當する立場において、農協をお考えになることはできないでありました。その点について、大臣の御所見を承りたいと思ひます。

○森國務大臣 この問題について、

いのであります。ただ政府といたしましては、協同組合の健全なる発達をいねがうために、その指導の面において、できるだけのお手伝いをして行くという立場にあるのであります。従つて協同組合組織の上におきましては、過去の農業会時代のごとき考えでなしに、独立自主の立場で、協同組合の経営を考えていただかねばならぬのであります。それにつきましては、指導するといふようなことは、職員の手導養成といふようなことについては、政府の責任においてやりますけれども、従来のように、事業の面等につきましては、政府はあくまでも関知しない立場に置かれておるのでありますから、昔のような政府の助成によつて成立して行くといふような観念は、根本的にかえて行かねばならぬ、かように考えております。

○足鹿委員 そういう積極的な御意思がないことは明らかになつたわけでありまして、しからば協同組合の性格にのつたりまして、消極的な国家の庇護と申しますか、さうな面について御所見を承りたい。すなわち端的に申し上げますと、協同組合の課税問題、このたびの地方税法と言ひ、また過日成立した所得税法の改正等をめぐりまして、さなきだに農村に対する重視という基本問題は、一応別個の問題としてきようは触れませんが、協同組合に對するところの従来の特別法人税制度が、今回の改正によつてなくなつてしまつて、これは非常に重要な問題でありまして、積極的な国家の庇護助成といふようなことが、今のところ考え得られないにいたしましても、消極的な意味において農協の持つ公共的な性格

格といふものからしましても、これらについては農林当局も相当協同組合の立場に立つて、この課税問題については御盡力になつたと思つておりますが、この点については、遺憾ながら實際にはこの御努力が現われておらない。これについては、近き将来においてもこれらの問題につき、農林省としても少し力を入れて、問題の解決のために御善処願ひたいのであります。さういふ面における農協の公共性といふものに対する消極的な援助、あるいは支援といふことについても、お考えになつておらないでありませんか、この点お伺ひたいと思ひます。

○森岡務大臣 法人税につきましても、根本原則として、先ほど申しました事由のもとに差別がないのであります。しかしながらその協同組合の営む事業が公共的な施設、たとえば病院、学校といふような、公共性を持つ事業をやる協同組合に對しましては、これは地方税の關係でありますから、地方税課税の場合において、その自治体がこれを公共性であるといふことを認め、場合により、税の上において加減するといふことは許されておるのであります。一般原則といたしましては、シャウプの報告案によりまして、法人税は特別の取扱ひはしなかつたわけであり

ます。

○平田政府委員 産業組合等の従来のいわゆる特別法人と称せられておりましたところの各種の法人に對しまして、今回は一般の法人と同じように、法人税法においては同じ税率をもつて賦課することになりましたわけであり

ます。この点につきましても、すでに御承知かと思ひますが、大蔵委員会、予算委員会等においても、非常な討議が行われたのでございしますが、大体の考え方といたしましては、いやくも所得税といふものは、個人にしろ法人にしろ、一定の経済的な事業を営んで、それから収益があつた場合においては、それに対して、やはり原則として平等に賦課するといふのが、税の建前からいつてしるべきだ。こういう考え方を強くシャウプ報告にうたつておりまして、そういう趣旨に應じまして今回改正をしたのであります。これはひとりで特別法人だけございせん、たとえば従来鉄道弘済会等は公益法人として、民法第三十四條の法人として免税いたしておたのであります。が、こういう法人につきましても、いやくも経済事業を営みまして、それによつて一定のプロフィットを得ておる事業につきましては、その部分に對しては、法人税なり、所得税を賦課するのが税の本質上妥當である。こういう考え方に立脚しておりまして、今回の法人税法は営利法人たる公益法人たるを問はず、一定の所得があり

た場合においては、原則として法人税を賦課するといふのであります。非常な税の理論から行きまして、徹底した考え方を採用したのであります。そのかわり一般的に税率等その他にあま

つきましては、長い間免税の制度が保たれて、昭和十五年ですか、新しい特別法人税法で課税するようになりまして、その後税率がだん／＼接近して参つて来たのであります。今回シャウプ報告によりまして、一律な課税となつたわけでありまして、ただ今回は一律に課税いたしますが、法人の剰余金が出資者に分配された場合におきましては、今までの源泉課税はやめ

ますと同時に、二割五分の控除をいたしまして、出資者に総合課税をする、こういうことに相なるのでござい

ます。従いまして、その点は従来に比べまして、そういう方面からさらに理論の徹底をはかつておる。そういうことも関連いたしまして、やはり税率としましては、同じ税率が、負担公平の原則から言つてよろしいのではない

か、こういう考え方でありまして、なお、御承知かと思ひますが、特別法人の特殊性と申しますか、これはあくまで尊重いたしておるのでござい

ことになりまして、近くその改正案として、御審議を仰ぐことになつておるのであります。

○山村委員長代理 山口君。

○山口(武)委員 私、どうも口のきき方がへたで、大臣に怒られてしまふので、なるべく丁寧にお聞きいたしますから、お答えをお願いします。

大分農業協同組合の危機の問題につきまして、それ／＼議論があり、質疑があつたわけでありまして、私は、それよりさらに根本的な問題があるのではないかと、このように考えておるわけなのです。と申しますのは、農業協同組合法ができましたときに、どう

いう目的でつくられたのだから、この法律というものは、農地改革の法案とともに、新しい今後の農村を築くという目的でできたはずであらうと思う。その目的の具体的現われとして、農業協同組合法と農地改革の二法案によりまして、農業の発達をはかるのだ、農業の生産力の増進をはかるのだ、こういうわけのものであつた。

そうしてそれは、個々の面に参りますと、農業労働の生産性の向上というふうなことを当然に目標にしたはずだ。そのための協同組織として、農業協同組合というものがつくられるようになったのではないだろうか。ところが、こういうような根本問題はどこにか消えてしまつておる現状じゃないか。あるいは、このような方向に進めるような農村の状態というものは、現在どこにもなくなつてしまつておる。

これではよるしいものかどうか。農業協同組合の目的というものは今なくなつておるのではないだろうかという点、これに対する政府の見解をお聞きしたい。

○森國務大臣 御承知の通り、組合ができて、まだ二年余りでありまして、目的が必ずしも完全に行われず、占領軍の方で、日本の農民の地位は奴隷の状態にあると言つたのです。奴隷の状態にあると言つたのは、当時地主の圧迫下に苦しんでいて、高い小作料によつて多数の收穫物が收奪されたという事実、それから農業の経営というものがきわめて小さいものであり、発達できない状態にあつたという事実、この状態をさして、農民は奴隷の状態だと言つたのです。ところが本質的に、今のそれがどこにかわつたか。現在の農民の生活というものは、あるいは今後を見れば、職前よりもひどい形に落されようとしておるのではないかと。そういうことを見るときに、やはり今の政府は、事実を事実として、そのまゝ認めなければならぬと思ふ。今後において、農業協同組合によつて生産力の発展があり得るだろう、今はできぬのだという考え方は、やはり農民は奴隷であるという認識を持つておるから出たのだらうと思ふ。これについてさらにお聞きしたい。

○森國務大臣 戦前においては、地主小作等の関係から、小作者は搾取されておりました。あるいは農奴と言われよう。しかし戦後時代の内閣が努力いたしました。まして、農地の開放を遂行いたしました。農地改革も大理想にこれが進捗した。来たのであります。今や農村の大方は自作農となつて、いわゆる自分の力によつて農業を営むという位置に置かれておるのであります。農奴という考えは全然ありません。従つて今後農地改革の成果を落さないように、あらゆる施策をもつて進むのであります。あなたのお考えになつてゐるやうな、いつまでも農民は奴隷扱いされてゐるやうなことは、今日の場合において考えられないことと思ふのであります。

○山口(武)委員 今の御答弁は納得できませんが、あまり怒らせると困りますから、次に協同組合についてお聞きしたいのです。

○山口(武)委員 今の御答弁は納得できませんが、あまり怒らせると困りますから、次に協同組合についてお聞きしたいのです。

○山口(武)委員 今の御答弁は、私の質問に対する説明にはならない。私はなぜ兼業禁止をするのかという、その理由をお聞きしたいのです。

○藤田政府委員 これは従来でございまして、法律的に何ら制限はございせんが、方針によつてこれを規制されておるわけでありまして、従つてその方針を今回緩和をいたします。従つて、おのずからその統合を認め得る範囲を法律上限定する必要がある、こういう建前からいたしましたというわけであり

もう一つ、大臣にお聞きしておきたいことは、最近、総司令部の方で農民組合法というものをつくるという意向を持つておるといふことを聞いております。前にこの問題につきましては、農民組織の十六原則というものがありまして、その最後の箇條に農民組合というようなものがあつたと思います。

○森岡務大臣　現在政府としては別に農民組合組織については考えておりません。従つて司令部の一部においてそういうことを考えている人が一人二人あるかもしれませんが、司令部としての覚書等出されます場合においては、政府はそれによつて考慮すべきであります。政府といたしましては、別にその間に、政府といたしましては、別にその問題について研究も進めておりません。

党の淵委員の動議によつて、大臣が見えなければ審議をしないということから、待望久しきにわたつて漸く今日おこになりましたので、この機会に私は基本的な問題について、まず大臣にお伺いしたいと思いますが、その前に、農村の現状はただいままで各委員からいろいろ指摘されましたように、

○森田務大臣 報奨物資に對しましては、いろ／＼諸君も御心配くださつて、非常に農林当局といたしまして、その実現に努力を繼續して参つたものであります。何分通商省、安本との關係があり、結論において大藏省の財務当局の意見も聞かなければならぬのであります、非常に事務的にも複雑な事情があるのであります。農林省といたしましては、幾たびかこの方針と作文を書きかえたようなわけであります、が、今朝も關係三大臣が寄りまし

をどういうふうにして処置するかということがはつきりせなければ、具體的に発表はでき得ないのでありますが、なるべく皆さんの御趣旨に沿うよう努力をいたして、近く決定いたしたいと考えておるわけであります。

○小平(忠)委員　ただいま近く決定をして発表したいというお話でございま

するわけであります。今朝三人寄りましてしたのは、ただ三人の考え方でありまして、それは閣議の決定を得ておりませんから、具体的に私が申し上げるわけに行きません。政務次官がどういうことを想像してお話したか存じませんが、結論にはほとんど達しておりませんが、閣議の了解を求めておりませんから、私からこうなつたといふことは、申し上げられないのであります。

○小平(忠)委員　それではその点はどうするのでありますが、先般閣議で

の融資は荷受け機関に対しても融資するべきであるということが第一点、それからさらに、荷受け機関が強く主張しておりますのは値引きであります。この問題については、率等の問題がありますけれども、大臣はこの値引きの問題と、卸売機関でなく、荷受け機関に対する融資はなされる、今朝の三大臣

題であります。しかし現在値下りをしておりますから、この値下りいかにしておる価格に対して、これを助成するということとは別の考え方であるわけであります。

○小平(忠)委員　その点どうもはつきりしないのであります。私伺つておりますのは、大臣は卸売機関に対して融資することが安当だと思ひになるのか、あるいは荷受け機関に対して、今度のこの場合に融資するのが安当だと思ひになるのか、その点を伺つておきたい。

ていられる。つまり、協同組合の銀行に
ている手形が不渡りになっているので
すから、この手形の不渡りを押えるこ
うことが協同組合を救うことになる
のであります。ですから、不渡りにな
つた手形の失効を、この融資によつて
一時的に押えるということでありま
す。問屋だけの救済ではありません。
協同組合の銀行としておる手形を一時的に押える

に押えるというだけの融資でありますから、決して問屋だけの救済という貸付ではない。これは補助金ではありませんが、貸付でありますから、金融の道を考えるということは、問屋も助かり、協同組合の発行した手形も救われるわけです。

○小平(忠)委員 値引きは……。

○森岡務大臣 値引きは別でありまして。それは今考慮を拂つて相当の結論に達しかけております。

○小平(忠)委員 大臣の御意思は大體了承したわけでありますが、この問題は最近いろいろ方面から、非常に重大視されて検討されていることは事実なんです。特に何と一つも農業協同組合の現在の体制、さらに農民の突進を考えると、全国農民の父である農林大臣の最近の動きを見ていると、まことに遺憾にたえない。なぜかという、これは単に農協の最近の問題だけではありません。最近食糧問題については一大転機で、農政問題と非常に大きな問題が山積しているのではありません。その場合、農林委員会も実は農林大臣がおられないというので、ここ数回休会の現状であります。私は現在の報奨物資の問題を取上げただけでなく、多くの問題を取上げてみまうときに、この国会の農林委員会において取上げている問題、また国会の現在の審議状態をいかに考えにたつていくか。特に一昨日のごときは——私はこういう点を指摘するのはどうかと思ひますけれども、あまりにも農林大臣は国会に対する認識を欠いているじやないかと私は思ふ。なぜかという、山梨県における緑樹週間に出席されているが、緑樹週間に出席されて祝辞を

述べるのが大事か、国会の審議が大事か。さらに横浜に捕鯨船が入つたら、その鯨を見るのが大事なのか、私は真剣に大臣に考へてもらいたい。国会の会期もあと余すところ少ないが、そのために法案の審議が残つたら、あるいは会期がないからといって、一薄千里に自由党の多数によつて押し切られるようなことになつたらゆゆしき大問題であると思ひます。ですから、そういう問題について、農林大臣は根本的にどういふふうにか考へられるか。特に私が報奨物資の問題について指摘したのは、閣議において決定されている融資の問題は、何ら関係のない卸売の機関に融資する、荷受け機関である農協等は、現に代金が地方から運拂いで、七割も八割も農家から返品になつて来て、現実には滞貨し、持つて回るのは農協なのであつて、これに対する処置をしなければならぬ。特に今回衣料品の値下りや、衣料業界の一大転換によつて、卸売機関が最近非常に逼迫している現状からいつて、そういつたような困つてゐる面はわかるのであります。基礎の非常に不確実な、今までのいろ／＼不正事件や汚職事件がありまして、その中核をなす卸売機関に十八億も融資して、またその同じ経路をたづつてむだなことをやる必要はないというふうなことを、私は強く指摘したい。そういう観点から農林大臣は、この農協に対する融資、あるいはこれに對するところの値下げ問題、これに對しては大臣まつころからひとつづつ組んでいただいで、結局大蔵省あるいは安本に對して、強引にこの問題について意見を主張し、これを通してもらわなければならないと私は確信してゐるわけ

です。その場合にただいまの農林大臣の御意見を伺いますと、まことに私にはあまいというか、これじやおそろしくこの解決点もうやむやになるのじやないかというのを、おもんばかるわけでありまして。私は決して政府の非難攻撃ではありません。大臣を擁護し、農民の立場を考へる場合に、なんとかしてもらわなければならぬという観点から、私は質問しておるわけでありまして。ですからこれに對して、私は大臣の責任ある答弁をお願いしたいわけでありまして。

○森岡務大臣 いろ／＼御批判がありまして、私としてはこの問題の解決に一生懸命になつております。

○小平(忠)委員 私は真剣に大臣に伺ひたいのであります。私から、どうかこの問題については、最善の御努力をお願いしたいと思います。

次に農協法の改正について、簡単に基本的な線を一点お伺ひしたいと思ひます。これは大臣にお伺ひしたいのであります。農協法が施行されて、今日全国津々浦々に至るまで農業協同組合の末端組織、県の連合会、全国の組織ができておりますところが連合会の設立当初に、いわゆる行政の指導方針として、連合会の縦割というものが今日なされておるわけでありまして。これはいろ／＼異論のある点であります。それは別個にいたしまして、現行法によりまして、金融事業を除く以外に連合会の縦割というものは禁止されてないわけなんです。にもかかわらず、今回この連合会の設立を制限するところの改正を骨子とする法案を出された根本的な理由であります。むしろそういったような制限をすることよりも、

現在の指導方針といふんです。縦割の特別措置をはずして、農民の自由意思によつて連合会の設立を容易ならしめることが、また自由意思によつて連合会の現在のいろ／＼な機構あるいは経営の点において、是正すべき点は是正するといふ行き方をとる方がいいのではないかとしようにも、思われるのであります。大臣は今回の改正案をいかなる趣旨によつて出されたか、その基本的な考え方をお伺ひしたいのであります。

○森岡務大臣 これは先ほど藤田政府委員がお答えした通りであります。従来は行政措置において、別々になすような指導をして参つたのであります。それが、それではつきりしないので、この程度までは連合会を組織してもいいというのを法的にきめたわけでありまして。詳しいことは先ほど藤田政府委員がお答えした通りであります。

○小平(忠)委員 先ほど農政局長の説明は、そういう具体的な問題ではないのであります。しからばその方がよろしいというお考えだというのであります。そうしますと、今度のこの改正を出されて、この国会を改正案が通過した場合に、農林大臣は従来の指導の方針たる連合会の縦割というものを撤回される御意思でございますか、この点をお伺ひいたします。

○森岡務大臣 この改正法に基いて行わせるのであります。これも強制的に指導するものではありません。あくまでも自由意思によつてやるべきものであります。

○小平(忠)委員 この法案の施行後、従来の指導方針を改正する御意向でありますか。

○森岡務大臣 もちろん法律が成立すれば、従来の方針は改めるわけでありまして。

○山村委員長代理 石井繁九君。

○石井委員 自作農創設特別措置法その他農地関係のことについて、主税局長においでを願つて大蔵当局の意見を聞く理由は、せつかく農地の開放を受けまして、税金関係によつて農地が非常に失われるというふうな関係になるので、農民が農地を維持して行くといふことについては、非常に税金と関係があるのであります。先ほど農林大臣は、農業協同組合等の経営がずさんであるから、非常に窮乏に陥つたといふようなことを言われまされども、今度の重大なる課税が一挙に來たといふような関係から、非常に農協等も不況に陥つた。その関係上二、三の点について、農村課税の点をお尋ねいたしたいと思ふのであります。

昨日の新聞によつて見ますと、源泉課税は一千三百六十三億円で三月二十日現在入つており、一〇五%である。しかるに申告課税の方においては非常にぐあいが悪く、一千百九十五億円で、まだ七十パーセントの域に達しておらない。こういうのであります。二十四年度の予算説明書によりまして、事業税の方におきまして、農村からは四百九十億円、一般の事業からは千二百億円を予想しておつたのであります。現在この申告課税のうちにおきまして、農村からどれくらいまで入つておつて、農村以外の事業からどれくらいまで入つておるかというふうな点が、おわかりであつたらば、ひとつ御説明をお願いしたいと思います。

○平田政府委員 今お話の通り、源泉

所得税は成績が比較的よく入つておりまして、これに反しまして、事業者等の支拂います申告所得税の納税の状況が、あまりよくないのは事実でございます。大体今御指摘のような数字でございますが、ただ先般も国税局長会議を開きまして、いろいろ地方の実情等も聞いたのでありますが、大体におきまして、申告所得税におきましても農業関係の方は営業者の場合に比較しまして成績がよいようにございまして、私ども非常に感謝いたしておる次第でございますが、ただこれは非常に最近の統計でありますし、それから個別的に令書につきましては、これは農業所得者か、これは営業者かというふうな振りわけましての正確な調査が、なかなか困難でございますので、全体の申告所得税のうち、幾らが農村から入つたか、営業者の分が幾らであるかというところは、もう少し待ちませんと、はつきりしないのじやないかと思ひます。大体におきましては、農業者の方は、営業者の場合に比較しますと成績は良好のように報告を受けておるのであります。

○石井委員 去年大蔵大臣の委員会における説明におきましても、大体二十三年度より四年度は三割ないし三割五分くらいの増税によつて農村の方へは行くであらう、こういうふうな意見が述べられておるのであります。しかるに徴税の過程におきまして、だん／＼一般事業者の方が不振であつて、どうか農村の方はとりいというふうな関係で、この事業所得の申告課税で、一般事業者の方の徴税不可能な部分を、農村にしわ寄せするといふような形がたいへん現われて来る。そんな関係で、

農民は初めに税務署が指導したところの、大体三割から三割五分というふうな指導を裏切つて、多額に農村に雑収入、副収入があるというふうなことを言つてのつて来たといふことから、各方面において、農民がこれに対する大きな抗議を行つておるのであります。大蔵省としては、初め去年の予算説明書の通り、農村におけるところの四百九十億、一般の千二百億、こういうふうな線に沿つて努力しているのではなくして、一般の方からとれないから、農村の方に少し盛りかけをしようといふような動きをなしておるんじゃないかと思ひますが、その点について、さうなことがあるかどうか、お返事を承りたいと思ひます。

○平田政府委員 私は今申し上げましたのは、申告あるいは決定に對しては、現実の納税歩合を申し上げたわけでありまして、その数字は反面から、賦課自体はそういうことに左右されないでやつておるといふことを物語るものと考へるものであります。あくまでも所得の決定につきましては、実際の所得をよく調べまして、それに基づきまして的確な決定をしまして、それで納税の促進をはかることにいたしております。その決定しましたものに對しまして、農業所得の方は比較的収入の状況がよいようにございまして、営業者は決定したのに對しまして、一般的に状況が悪いようにございまして、査定自体は、もちろん収入の状況がよいからという理由で多額に査定すべきものではございません。これはどこまでも所得の状況に基づきまして、それ／＼的確な期すべきものと考へておりますし、また私どももさうな方針で、現地を指

導いたしてある次第であります。なお今お話の四百九十億と千二百億の数字は補正予算で若干かわりまして、農業関係はたしか四百二十億でございますが、その程度を本年度の予算に見込んでおることになつております。しかしもちろんこれは予算の見込みでありまして、実際の査定は大体それに近いものに行くと思ひますが、これはあくまでも所得の実際をよくつかみまして、それに基づきまして公平な査定をすべきものだと思つております。今御指摘のやうな事例が、昨年におきまして若干早目に指導いたしまして、その指導いたした数字と最後に指導いたした数字との間に食い違ひがございましたが、それはあくまでも現実の調査した結果に基づく所得の判定するものとして、初めてそういうことが可能なかつてありまして、営業者からとれないから農業者に納めてもらふといふやうなことは、断じてあるまじきこととございまして、かりにあらうとすれば、絶対に間違ひでございまして、是正することにいたしたいと思ひます。

○石井委員 通貨の分布状況等を見ましても、ごく最近の発表等によりまして、現在の商業部門の通貨は一千五百億、農村部門は六百八十一億、パーセンテージにして商業部門は四二%、農村部門は一九%、これが二十二年におきましては、商業部門が八百五億で三六%、農業部門は六百四十三億で二九%、こういうふうなわけでありまして、農村においては二年の間に一〇%も手持ち通貨がなくなつた。一方においては、六%以上もふえておる。

○平田政府委員 先ほど申し上げましたように、昭和二十四年度におきましては、大体予算で一応見込んでおりました数字は、前年からの繰越しと、二十四年度分としまして、その年度中に入つて来るものを入れますと、四百二十億程度見込んでおるのでございますが、これが二十五年度におきましては、二百二十億程度に減少すると見えております。

○石井委員 そういたしますと、大体主税局の方においては、今年は二百二十億程度であつて、昨年から見ると大体半減をする。こういうふうな方針において税務署の方を指導して、徴税期におきましていろいろと間違ひをしないうで、徴税が円滑に遂行できるように指導するものであるかどうか。その点を一応お確かめしておきたいと思ひます。

○平田政府委員 本年度の農業所得の計算につきましては、大体秋の米価が一六八前後になり、春先が一六四前後になるというところを想定いたしました。ある程度農林業者等におきましては、生産の増加を見込んでおりますが、そういうものを見込みまして課税所得を計算いたしております。それに対して新税法を適用して算定しました税額のうち、その年度に入る分と若干二十四年度分から繰越す分がございまして、その両者を合算して二百二十億程度見込んでおるのでございまして、従ひましてこれはもちろんさうなやうなプロセスを経て算定いたしましたのであります。従ひまして、所得の算定にあつたところでは、もちろん前々から申し上げておるやうに、予算で査定するのはございまして、あくまでも正しい所得を見出すといふことをモットーにいたしまして、その当時の状況に応じまして適正な所得を査定しまして、それによつて賦課して行く。納税者も税法に従ひまして、それ／＼所得をできるだけ正確に申告をしていただきまして、できましますならば、査定はなるべく少くし

て、申告で納まるような方向に持つて行く。こういう前提ですべて考えておるのではありません。従いまして、予算でなく徴税するというわけではございません。適正に査定いたしますれば、新税法によりますと、この程度の歳入になるのではなからうか。こういうものでありますことを御了承願いたいと存じます。

○石井委員 徴税期におきまして、最終決定において非常に農村にふえたりしまして、予算の額よりもふえて来るので問題が起るのではありませんが、この点二十四年度の四百二十億より今年の二百二十億に減つておる。こういう点をよく税務署に早くから徹底して、また農村等にも徹底して、間違いないようにお願いしたいのであります。

それからもう一つ御質問申し上げます。青色申告でありますが、青色申告によると、今年の一月の申告に基く最終決定に基いて、二十五年度の農村の七月の申告にするとしようになつて来ております。そうしますと、大体二十四年度のは四百二十億を基準として最終決定がなされた。しかるに二十五年度は二百二十億になりまして、大体半減しておるのであります。そこで青色七月の予定申告は、本来は二十四年度の最終決定をもつて申告をするという方針であります。政府としては、農村はかように見限り上からも減つておるのであるから、今年も四百二十億に減つて、この割合で割当申告するように指導する予定になつておるか。それとも七月においては、前年度の四百二十億を基礎とするところの最終決定において申告させるよう

にするのであるか。この点を承つておきたいと思ふのであります。

○平田政府委員 誤解のないように申し上げておきますが、予定申告は前年の実績をもとにするのでございまして、そのもとにしますのは、税額ではございませんで、所得金額でございまして、従いまして、去年の所得金額を予定申告の際に申告していただきますと、税率の上では新税法が適用されますから、税額は相当大幅に軽減に相なるかと存じます。農業所得は大体十萬圓前後の方が多くございまして、所得金額で十萬圓の場合、扶養親族が四人の場合でありまして、現行の制度で行きますと、約一萬五千六百圓程度の税額になります。それが新税法を適用いたしますと、五千六百圓程度に実は軽減になるのでございます。従いまして、前年度の所得を元にしまして、予定申告をしていただきますと、私は農業者の場合におきましては、前年に比べまして、今申し上げました数字よりもさらに一層減る人が多いのじやなからうかと思ひます。さつき申しました数字の中には、前年度からの繰越分が入つておりますから、半分強になつておりますが、二十五年度分と二十四年度分の賦課額を比較いたしますと、半分以下になるような状態でございます。従いまして、さような点を考慮いたしますれば、予定申告の段階におきましては、私はその問題はないのであります。まあ、私と考へておるのであります。もちろん米確定申告の際におきましては、実際に米価もはつきりきまらずに、実収もきまらずから、そのときの状態に基きまして、正確な所得を計算しまして納税していただく、かよう

なことに相なるのでございまして。

○石井委員 先ほど私は税額と所得と取違へたのでありますが、ここではつきりわかることは、二十四年度の所得申告の最終決定においては、二十四年度の超過供出、こういうふうな場面が含まれておつたのでありますが、今年二十五年度は一切超過供出等がなくなつて来ております。そこで二十五年度の七月の予定申告におきましては、大体一反歩におけるところの収入が幾ら入るかというふうな点を基準として、申告をして、前年度におきましては超過供出等が加算されて最終の確定がされておりますが、今度の七月における申告は、超過供出等がなくなつておる中からは、それをカットして申告するから、それをカットして申告させるというのが妥当ではなからうかと思ふのであります。なお初め多額の申告をされておつて、去年超過供出等があつた事情に基いて申告をされておつて、最後のときにはまけてやるかと、こういうふうな税務署は言ひましても、なか／＼農村では納得しない。三倍の超過供出制度はもはやなくなつて来ておる。こういう事態に基いて、二十四年度の一般反別割に基いた収入の方にかけたところの超過供出の価格、これはカットして、申告するようになれば、その後には多くの収入があつたならば、その後には補正しろ、こういうふうな段階をつけるべきで、初めに、二十四年度の超過供出があつたので、その高額のものを申告さしておいて、あとで正しく減らしてやるからというのとはどうかと思ふのであります。が、それらに対して主税局長の御指導はどのようにお考へになつておるか伺ひたい。

○平田政府委員 超過供出の部分につきましては、御承知の通り超過供出の分は、收穫した年度の所得の金額でございまして、これは現実には超過供出をいたしました年に對して、その超過供出の超過価格の分は収入金額に算入することになつておるのであります。従いまして實際問題といたしまして、二十四年度産米の超過供出の分は、二十五年度分の所得としまして課税になることになりまして、二十四年度の所得として課税しておりますのは、大部分が二十三年度分の超過供出の分でございます。従いまして、また昨今の状況から行きますと、二十五年度分の農業所得分には超過供出の超過部分の金額——税の部分ではございません。超過供出の基準米価を越える部分の収入金額は、その所得に算入されまして課税するということに相なるかと思ふのでございまして。従いましてさういふ点から申しますと、状況は著しい変化はないと思ひます。ただ個人的には、前年は相当超過供出をしたが、二十四年度はほとんどなかつたという人もございまして、そういうふうな所得の状況が著しくかわつた場合におきましては、毎年五月一日の現況におきまして、その旨を税務署に申し出て、承認をしてもらいますれば、必ずしも前年度の実績によらなくてもいいことになつております。ただこれはあまりわずかな差で、お互いに手数をかけますのはおもしろくありませんので、前年度に比して二割以上減少すると認められる場合におきましては、承認を與へる場合になつております。例外的な場合に対しては、そ

のような法令の運用の適正を期しまして、十分実情に即するようになつて参りたいと思ひます。

○石井委員 これは主税局長の言われる通り、二十四年度は、この二倍買上げになつてからは、米の超過供出はほとんどない状態でありまして。そこで二十四年度にやつた超過供出というものは、大体二十三年度産米のかんしよを、春先にほしかんで出した。それから大春先を代替でやつたのであります。そうして米を食べて、米の方へ食い込んで、麦が高いから、そこで麦を超過供出した。これが大体二十四年度の所得に入つて来ております。もう二十五年度における超過供出というものはほとんどあり得ないだらうと思ふ。そこでその点につきましては、超過供出の実態並びに二十四年度における超過供出の所得をどう算入するかというところは、大体各税務当局も知つておりますから、これらについて主税局長の方では方違なき指導をして、超過供出は実際はなないということ——確定期になればわかることだらうと思ひますが、これに基いて指導をして、農村において超過供出がことしはない見込みである。この線が出たらば、一応反当所得が幾らであるか、この收穫に基いて申告させるように指導してもらふことが、農村の徴税を円滑化するゆゑでなからうかと考へますので、かような状況について御検討願ひたいと思ひます。

それからこれは大蔵大臣以下申すのであります。税務署もまことに困つておるのであります。これは非常に小さな農家におきまして、あるいは子供に鶏を少し飼わせるとか、あるいはうさぎを一羽二羽飼わせる。ところがこ

としは農村の税金は一般に申告が少いというので、これを綿密に調べて、鶏を飼うとどれくらい卵を生むというように、養鶏業者が鶏を飼うような率で計算いたしまして、小さい鶏から年に六百円の所得がある、こう計算いたしますと、非常に農村に対する税といふものが悪税になりまして、しゃばに潤いといふものがなくなりまして、この点は大蔵大臣にいろいろ質問したのであります。大蔵大臣は、これは課税の鉄則であるが、そういう点はいろいろ考慮して、潤いのある税のとり方をしたいということをおっしゃいましたが、実際の課税にあたりましては、税務署ではそういうような課税をして、非常に農村の反感を買つておる。また税務署の下級の業務に携わる者も、これはまことに残酷であつて、とりたくないという意見であります。かような、何人が見ましても非常に苛酷な税金だと考えられるような税は、とらないうようにしていただくことが、非常に必要ではなからうかと思つておる。主税局長はどういうお考えであるか、またどのように指導をするおつもりであるか、ひとつ承りたいと思つ次第でございます。

○平田政府委員 まことにどうもなお尋ねかと思つて、りくつから申しますと、所得税はやはり、いやしくも所得があれば実際の所得に課税するのが原則でありますから、法令の違反では実はないのでございます。ただどうも実際問題として、私どもこういう話をとき／＼耳にするのであります。更正決定をした場合において、納税者から説明を求められる。その際にも完全な資料がないために、つい鶏がいるじやないか、あるいは柿の木がた／＼あるじやないかといつたようなことを抗弁の材料にしておる。な例が、相当あるように見受けるのであります。私は必ずしも全国の各税務署が、そのようなことを全部調べて、現在課税いたしておると思つて、おる向きがどうもあるようでございます。でございますから、これは結局その辺のところになりますと、お互いに健全な常識を働かしまして、運用の妥当をはかるというよりほかはないのじやないかと思つて、たとえば鶏二羽までは課税するとか、あるいは何はどうかと申します。たとえは、具体的にきめましますのいかであるかと考へまして、その辺は実情に即して、極力お話の通り、あまりにもむりをするといつたような程度に行かないで話をつけるといふようなことで、円満な運用をはかつて行つたらどうであるか、かように考へておるのであります。率直に申しまして、この二、三年どうも基本的な農産物は統制等の関係で、相当嚴重に押えられて、収入等がかへつて所によつては大きな収入になるというところがありましたが、そのうちから、勢いというものが、その傾向が少し行き過ぎたかと思つて、お話のような点も出て来たかと思つて、今後はおのずからよくなるものと思つておりますが、私ども今申し上げましたような趣旨で、極力妥当を期すべく指導いたして参りたいと考へて

おる次第であります。

○石井委員 次に相続税の問題であります。ひとつ大上段から構へまして、農村の一町六反くらいは農家の、建物一棟と、倉が一つの所で相続がつたときに、相続税をとるつもりであるか、とらないつもりであるか、ひとつ承つておきたいと思つておる。

○平田政府委員 相続税の問題につきましては、今回大分改正を加へまして、今までの相続税と大分様子がかわつて来ております。まず免税点の方は、今までの五万円でありましたのを十五万円に引上げたのでございます。しかもこの十五万円というものは、相続人各人ごとに十五万円ずつ免税するということになつておるのであります。今までの相続税は、御承知の通り、ある人が亡くなりまして、その人の全財産をまとめて課税しまして、それを三人にわけようとして、二人にわけようとして、同じ負担であつたのであります。ところが今回の相続税によりまして、三人でわけた場合と、一人で取得した場合と、大分影響が違つておる。かような意味におきまして、大分影響があるかと思つて、これは従来の相続税と比べて、非常にその辺が違つて来るということを御認識願いたいと思つておる。

農村の場合におきましては、今農地の価格がいろいろ問題がございまして、どういふ程度までかかるか、これは問題でございますが、家屋の場合ではあります、賃貸価格が比較的安くついております、かりに九百倍から千倍前後に評価いたしまして、私は今度の相続税法で、あまり農村に不利を来すようなことはまずなからうかと考へますけれども、なお具体的な問題は、所により事情によつて違ひますので、一概にはお答えしにくいと思つておる。

○石井委員 実例をもつてお尋ねしたいと思つて、今度の相続税法では、配偶者などを持つておると、それについては相続分の二分の一は基礎控除になる、こういうふうになつております。そこで、三人も子供があると、十五万円ずつで四十五万円引ける。でありますから、大体六、七十万四くらいが免税点に入つて来るという、こういうふうな計算が出て来ようと思はれるのであります。そうすると、農村の実態は、御承知の通り相続を放棄いたしまし、一人に一応表向きにおいては財産が来たようになつて来るのであります。相続放棄をしないといふと分割されてしまつて何ともしかたがないから、それに対して若干の代償を出さうというふうな形になつて来る。そこで、そういう三、四人の相続人があつたときは、免税点各人十五万円ということになる。一般の農家においては、一町五、六反くらいは相続税というものは考へられない、こういう形が現れて来ております。そのときに、相続を放棄したときに、相続放棄したから一人にみんな来たのだ、こういう形をとるか、相続放棄をしても相当に各人に代償を渡さなければならぬという形になつて来ておると思つて、そこで、そういう場合においては、不動産といふものを一人の名義にして、相続放棄があつたけれども、実際は相当の代償が

行つておるといふ立場から、控除点がこれだけあるから、これには税をかけないのだ、こういう行き方で行く氣持であるかどうか。その点ひとつ承つておきたい。

○平田政府委員 相続税は非常に合理的な見地に立つておりまして、相続によりまして、現実にそれ／＼の相続人が取得した価格、それをもとにして、それ／＼取得した人に対して、これを相続税を課して行くといふことに相なるのでございます。従いまして、これはもちろん民法の相続法の規定でございまして、原則として、その相続分の規定に従つて相続されるだろうと思つて、それが違ひました相続が実際にいふ行われまふ場合におきましては、法規に違反して裁判所等で取りもどし等が行われない場合におきましては、現実にそれ／＼得た利益に即して、それ／＼相続税を負担していただくということに相なるかと思つて、相続税の担税力の理論から申しますと、どうもそのようにするよりほかはないし、またそれが一般的には適當だろうとかように考へております。

○石井委員 この不動産というものは分割するわけには行かなくなる、そこで相続放棄をいたしますが、相続を放棄したときにおいては、これは一人の者にみんな集まつたから、一人が相続をしたので、これだけのものがあつて、六十万円ならば相続税といふものはないのであります。ほかの三人が放棄をすれば、一人が六十万円相続したのである。そこで六十万円で農村へ税金をかけよう、こういうふうな

形をとつて行く。そうなるとう不動産というものは、いやでもお互いに共同相続をして、登記面上その他において非常にくるさくなる。幾人もの持ち分の登記になるというようなこと、これを防止するためには、何人かが放棄して農業経営者を集める、こういう形ができて来るのであります。そこで大蔵当局のやり方によつて、一つに集めれば税金をかけるのだ、こういうふうになると、だれも相続放棄することがなくして、結局登記面上資産等は共同持ち分、こういう形になつて来る。それに対して、大蔵省主税局の指導によつて、そういう場合においても、各人がこれだけもつた、持ち分の放棄をしなくても、相続の放棄をしても、実際にはそれにしかるべき対価が支拂われておるであらうという見地から、相続したときの姿において六十万円だけ免税点がある。こういう点に立つて、その後において、一人の名義で相続するといふことがあつても課税しないといふことになれば、所有権が一人にはつきりと登記されるようになるが、これに対しては、大蔵省はどういうようなお考えであるか。

○平田政府委員 今お話のように共有でなくはつきりわけました場合におきましては、当然税法はそれに従ひましてそれ／＼の持ち分ごとに課税して行くといふことに相なるかと思ひます。その程度までに至らないで、たとえばある一人の人に全部の農地の名義を移す。その半面その一人の人が他の相続人に一種の債務を負担するといつたようなことをやつた場合におきましてはどうするかという問題が、たしかにその次の問題としてあるかと思ひます。

これもしかし、私はほんとうに民法の相続分の規定に従ひまして、正式に正しくそういうことが行われした場合におきましては、それに應じまして実情に適するようになすべきものではないかと考えますけれども、この辺はやや具体問題につきまして、なお若干法律的に検討を要する問題がございまして、よくひとつそういうことにつきましては、研究してみたいと思ひますが、要するに相続税は今申し上げましたように、相続に際しまして、実際に相続人が利益を受けた、取得しましたそれに対して、原則は課税して行くといふことに相なるのでございませう。

○石井委員 最後に今度の相続税は、一月にさかのほつて実施されるわけになつておりますが、十二月中に死んだ人と、一月に死んだ人は、これは法律がかつたのだからしょうがないといへばそれまでであります。が、非常に大きな相違が来る。特に各個人がみな控除点を持つといふことになりまして、一月一日以降においては、ちつとも税金がかからない。ところが一方においては、税金が非常にたくさんかかるといふところが出て来る。実際今所得税を納めたり、また相続税を納めたりすると、ほとんど農家としては破綻に瀕するといふような状況が出て来るのであります。この経過につきまして、法律上はこうであるといふふうな形でありますが、これについては何としても公平の原則にそむくと思ひますが、大蔵省を代表いたしまして、どういう方法でそれらの人との不均衡を処理するつもりであるか、これをひとつお伺ひいたします。

○平田政府委員 今お話の通り、今度の相続税は、ことに中小の資産で、相続人の多い人の場合におきましては、従来と比べて非常な違いでございませう。子供三人ございませうと、五十万円までは、民法の相続分に対して相続しますと課税になりません。それから百万円なり二百万円ぐらいの財産がありまして、子供が多い人たちの場合におきましては、負担が今までと比べて三分の一、四分の一にも減つてしまひます。しかしこれはあくまでもその方が合理的だといふことで改正いたしましたわけでございますが、この前よりましてやつておりますので、その差をなくするといふことも、なか／＼むずかしいのではないかと。むしろさうに大幅の改正をいたしましたから、今後税の合理化をはかりましたから、今後の分からは、まったくその正しい合理的な相続税を納めてもらふといふことで、ひとつごしんぼう願ふよりほかしかたがないと思ひます。

○井上(員)委員 関連した問題について簡単に二、三点質問したいのです。一つは、今上程されております法律の改正に伴つて、今度政府が強制買収をやめて、これを譲渡買収といひますか、そのように切りかえたのですが、この譲渡買収をやります場合に、譲渡価格の基準となり、また地価に非常に重大な関係を持ちます耕地及び宅地の固定資産税の賦課の方法ですが、この賦課率は、一体どのくらいに押えようとするのか、これを明らかにしてもらひたいことが一つ。

次は附加価値税でございますが、シヤウブ勧告によりますと、畜産物及び畜産加工品の一部といひますか、そういうものには免除せよという勧告があるように記憶しておりますが、この畜産物並びに畜産加工品の一部に附加価値税を政府としてはかけるつもりかどうか。この二つの点だけを明らかにしていただきます。

○平田政府委員 最初のお尋ねでございますが、農地につきましては、現在の農地の統制額の二・五倍、これを農地の評価額といたしまして、それに対して、百分の一・七五という税率をもつて、二十五年は賦課することになつております。二十六年以後におきましては、別にさらにそれ／＼適切な措置をきめまして、適正な課税をすることになつておるのでございませうが、さしあたつてはさうなことになつておるのでございませう。

第二にお尋ねの畜産物に対する附加価値税の課税の問題でございますが、これは主として農業の副業として行われる畜産物の収入に対しては、附加価値税は原則として課税しないことにいたしております。ただ自己が事業場、営業場等を設けて、もつぱら家畜を飼育して畜産物を加工し販売する、こういうような場合におきましては、これはどちらかと申しますと、一般の製造加工業等と違ふ性格を持つて参るところが多いので、そういう場合におきましては、課税になる場合もあるかと思ひます。で農家の副業として行ひ場合には、課税しないことになつておるのでございませう。

○山村委員長代理 本日はこの程度にとどめまして、次回は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時三十四分散会